

JTL 競技規則

1. コースとセクション

- ① コースとは、セクションや競技車両の駐車場、修理場、通路等が設けられた競技会場の総称である。
- ② 競技車両は競技中には、このコース外に出ることはできない。
- ③ セクションとは通常、イン(入口)とゴール(出口)が設けられ、インからゴールに向かって右側に赤色のマーカー(テープ等)、左側に青色のマーカーで区切られた競技する場所である。
- ④ イン側の左右のマーカーを直線で結んだラインをスタートラインとし、同様にゴール側をゴールラインとする。
- ⑤ セクションには、タイムを競うスペシャルステージ(SS)や、形状によってマーカーを設定しない区間が設けられる。

2. セクションインとセクションゴール

- ① 車両は前進方向でセクションインし、前進方向でセクションゴールしなければならない。
- ② 車両の前端がスタートラインを通過した時点をもってセクションインとする。
- ③ 車両全体がゴールラインを通常の走行状態にて通過した時点をもってセクションゴールとする。
- ④ すべてのセクションにおいて規定時間内にセクションゴールしなければならない。
- ⑤ 規定時間が表示されていないセクションにおいては、その規定時間は3分とする。

3. 減点と順位決定

- ① 本競技は減点法の採点方式によって順位を決定する。
 - ② 順位決定の基準は上位順に、総減点数の少ない者、同減点数の場合はクリーン数(減点ゼロのセクション数)の多い者、同減点数同クリーン数の場合はSSタイムの速い者が上位となる。
さらに同減点数、同クリーン数、同SSタイムの場合は、採点表(スコアカード)の提出時間が早い者が上位となる。
 - ③ 減点の種類は以下とし、減点10となった時点でそのセクションは競技終了となる。
 - 自車両のホイールベース未満の距離をバック 減点 1 (1回毎)
 - 自車両のホイールベース以上の距離をバック 減点 3 (1回毎)
 - 5カウント以上の停止 (車両が5カウント以上同一場所で停止した場合) 減点 5 (1回毎)
(車両が前後に移動していない旋回状態、横滑りも停止としてカウント)
(いわゆるモミ状態は停止扱いだが、適応はオフィシャルの判断)
 - タイムアウト (セクションを規定時間以内にゴールできなかった場合) 減点 10
 - マーカーへの接触 (セクションを定めるマーカー、テープ、杭に、車体およびドライバーの身体、衣服の一部が触れた場合) 減点 10
 - セクションカット (セクションを定めるマーカーの外に車両のすべてが出た場合) 減点 10
 - エスケープ (そのセクションをあえて全部走行したくない場合に有効で、未走行による記録なしのリタイヤ扱いとは異なり、自走で一度セクションインしてから意図的にセクション外に出る手段で、減点10が記録され成績に反映する) 減点 10
 - ミスコース (定められた走行方向、走行順序に反する走行) 減点 10
- その他 減点 10
- 安全装備の不備、不良(シートベルト、ヘルメット、グローブ等の未着用、不完全な状態)。
 - 車両が明らかにコントロールされておらず、通常の走行状態でゴールしなかった場合。
 - 5カウントの停止宣告後も、なお自力で全く動けない場合は走行不能として宣告される場合がある。
 - 走行中に第三者(パッセンジャー除く)の誘導や助言、合図を受けた場合。
 - 車両からの出火など、非常に危険な状態と見なされた場合。

4. 競技中止、リタイヤ、失格

- ① 競技時間内に定められた全セクションの競技を終了しなかった場合(エスケープしたセクションを除く)。
- ② 採点表(スコアカード)の紛失、未提出、不正記入の場合。
- ③ 不正申告での参加、ならびに参加資格に欠陥が認められた場合。
- ④ 車両検査不合格での参加。競技中に車両規則の原則に合致しなくなった場合、競技続行が不可能な場合。
- ⑤ 競技役員およびオフィシャルの重要な支持に従わない場合。
- ⑥ コース内で人身事故や重大な事件を起こした場合。
- ⑦ 薬物などによって精神状態を繕ったり、飲酒運転をした場合。
- ⑧ その他破壊行為や競技妨害等、相当の事由により、競技役員が失格および参加取消しを認めた場合。

5. 参加者の義務と権利

- ① ドライバーおよびパッセンジャーは、常にスポーツマンとしての自覚を持ち、妨害行為を行ってはならない。
- ② 競技規則、車両規則その他のルールを熟知し、競技に伴うすべての危険を回避できる高い技術を備え、競技役員の指示に従う義務がある。
- ③ 参加者は自分が不当に扱われていると判断した時、競技、車両規則の範囲内で抗議を申し立てる権利を有する。
- ④ 車検に関する抗議は、車検時間が終了するまでに申し立てることができる。
- ⑤ 成績に関する抗議は、成績発表後の定められた時間内に申し立てることができる。
- ⑥ 抗議の申し立ては文書による受付とし、定められた抗議料を添えて競技会本部に提出しなければならない。